

# 選 択 約 款

(空調夏期契約)

平成21年9月1日

**福山ガス株式会社**

# 目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 単位料金の調整	3
9. 名義の変更	4
10. そ の 他	4
付 則	4
(別 表) 1. 適 用	5
2. 適用区分	5
3. 早取料金および消費税等相当額の算定方法	5
4. 料金表1 (空調夏期契約 1 種)	6
5. 料金表2 (空調夏期契約 2 種)	7
6. 料金表3 (空調夏期契約 3 種)	7

## 1. 目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第7項の規定に基づき、中国経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を中国経済産業局長に届出のうえ、変更することがあります。この場合、当社は変更内容をあらかじめお客さまに通知のうえ、ガス料金その他の供給条件を変更後の選択約款とすることといたします。

## 3. 用語の定義

- (1) 「契約使用可能量」… 空調用熱源機の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます（小数点以下切り捨て）。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルといたします。
- (2) 「空調機器」… 消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (3) 「冬期」… 12月から3月までをいいます。  
「その他期」… 4月から11月までをいいます。
- (4) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては5パーセントといたします。
- (6) 「基本料金」… 別表に定める定額基本料金と流量基本料金の合計をいいます。
- (7) 「単位料金」… 8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

## 4. 適用条件

お客さまが、空調機器をご使用になり、空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置される場合には、当社に対してこの選択約款の適用をお申し込みいただくことができます。

## 5. 契約の締結

- (1) お客様は、この選択約款に基づき適用する料金その他の供給条件を定めた空調夏期契約1種、空調夏期契約2種または空調夏期契約3種のいずれかを契約していただきます。
- (2) お客様は、新たにこの選択約款に基づきガスの使用をお申し込みされる場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定めていただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
  - ① 新たにガスの使用を開始された場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
  - ② 契約種別を変更された場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時においてお客様と当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 本契約の契約期間満了前に解約または一般ガス供給約款に定める契約への変更をされたお客様が、再度同一需要場所で本契約の申し込みをされる場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。
- (5) 本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別または他の選択約款（一般ガス供給約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

## 6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、今回の検針日以降、当該月内に解約を行われた場合には、今回の検針日および解約を行われた日のガスメーターの読みにより算定いたします。

## 7. 料 金

- (1) 当社は、料金のお支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収期間の最終日

が休日の場合には、直後の休日でない日まで早取期間を延伸いたします。

- (2) 当社は、料金算定期間の末日がその他期に属する場合には、空調夏期契約1種には別表の料金表1を、空調夏期契約2種には別表の料金表2を、空調夏期契約3種には別表の料金表3を適用して、早取料金または遅取料金を算定し、料金算定期間の末日が冬期に属する場合には、一般ガス供給約款に定める料金の料金表を適用して早取料金または遅取料金を算定いたします。
- (3) 当社は、早取料金および遅取料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表3(4)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.083 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.083 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数を切り捨てます。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格、および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

63,440円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表3(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）、およびトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が101,500円以上となった場合は、101,500円といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9820 \\ &+ \text{トン当たり プロパン 平均価格} \times 0.0195 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

## 9. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に係る部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

## 10. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

### 1. 実施の期日

本選択約款は、平成21年9月1日から実施いたします。

### 2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、料金算定期間の末日が平成21年9月1日から平成21年9月30日に属する料金算定期間の早収料金は、平成21年8月31日まで適用の選択約款(空調夏期契約)に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

## 1. 適 用

料金算定期間の末日がその他期に属する料金について適用いたします。

## 2. 適用区分

料金表 1 空調夏期契約 1 種に適用いたします。

料金表 2 空調夏期契約 2 種に適用いたします。

料金表 3 空調夏期契約 3 種に適用いたします。

## 3. 早収料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑧ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 早収料金および遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。  
(小数点以下の端数切り捨て)
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

#### 4. 料金表1 (空調夏期契約1種) (消費税等相当額を含みます)

- (1) 定額基本料金

1か月につき	39,165.00 円
--------	-------------

- (2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	892.50 円
------------	----------

- (3) 基準単位料金

1立方メートルにつき	68.46 円
------------	---------

- (4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、8の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

## 5. 料金表2（空調夏期契約2種）（消費税等相当額を含みます）

(1) 定額基本料金

1 か月につき	7,665.00 円
---------	------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	892.50 円
-------------	----------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	74.76 円
-------------	---------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、8の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

## 6. 料金表3（空調夏期契約3種）（消費税等相当額を含みます）

(1) 定額基本料金

1 か月につき	1,575.00 円
---------	------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	892.50 円
-------------	----------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	80.85 円
-------------	---------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、8の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。